

京丹後市犯罪被害者等支援基本計画(案)

令和7年3月

京丹後市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画の期間 1

第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状

- 1 市内における犯罪等の状況 2
- 2 犯罪被害者等が置かれている状況 3

第3章 基本方針

- 1 途切れることなく行う 4
- 2 犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう行う 4
- 3 個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行う 4

第4章 支援体制

- 1 多機関連携について 5
- 2 庁内連携について 5

第5章 支援施策

- 1 相談及び情報の提供等 6
- 2 見舞金の支給 1 1
- 3 日常生活の支援 1 1
- 4 教育活動・広報啓発 1 2

資料編

- 1 犯罪被害者等基本法 1 5
- 2 京都府犯罪被害者等支援条例 2 1
- 3 京丹後市犯罪被害者等支援条例 2 7

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

犯罪被害に遭った方やそのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、根拠のない噂や誹謗中傷、周囲の配慮の不足から発生する二次的被害など、さまざまな問題に苦しめられています。

犯罪被害者等が社会から取り残されることがなく、受けた被害を早期に回復及び軽減し、地域社会で安心して日常生活を営めるよう犯罪被害者等に寄り添った支援を充実させ、社会全体で支えていくことが求められています。

このような背景から、国では平成17年に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。同法第5条では、犯罪被害者等の支援等に関し、地域の状況に応じた施策を作成、実施することを地方公共団体の責務と定めました。

本市では、犯罪被害者等への支援に関し、市および市民等の責務を明らかにするとともに、支援のための施策や基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復および軽減に資することを目的に「京丹後市犯罪被害者等支援条例」（以下「市条例」という。）を平成24年4月に施行しました。また、市条例の施行から12年が経過をする中、犯罪被害者等に対する二次的被害の増加や犯罪被害者等が被害後に地域社会において1日でも早く安心して日常生活が送れるよう、きめ細かな支援が必要であることから令和6年10月に改正を行いました。

この「京丹後市犯罪被害者等支援基本計画」は、市条例に基づき、犯罪被害者等支援の早期対応及び支援内容の充実を図っていくことを目的として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、市条例第6条（犯罪被害者等支援に関する計画）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するための指針および具体的施策について定めるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても犯罪被害者等のニーズや社会を取り巻く環境等の変化を考慮し、必要に応じ見直しを行います。

第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状

1 市内における犯罪等の状況

本市における過去10年間の刑法犯認知件数※は、平成26年から平成28年は減少傾向が続き、平成29年に件数が一度増加して以降、平成30年から6年連続して減少傾向を維持しており、令和5年には98件となっています。また、京都府内の刑法犯認知件数に対する割合は、平成26年から令和5年までの間に0.9%前後を維持している傾向にあります。

一方で、京都犯罪被害者支援センターが実施している電話相談については、令和3年から令和5年にかけて相談件数が増加傾向にあるほか、面接相談については、令和2年から令和5年にかけて継続して増加傾向にあります。加えて、直接的支援※についても、令和3年から令和5年にかけて支援件数が増加傾向にあることから、犯罪被害者等の支援における相談窓口・支援体制の充実および中長期にわたる継続した支援が必要です。

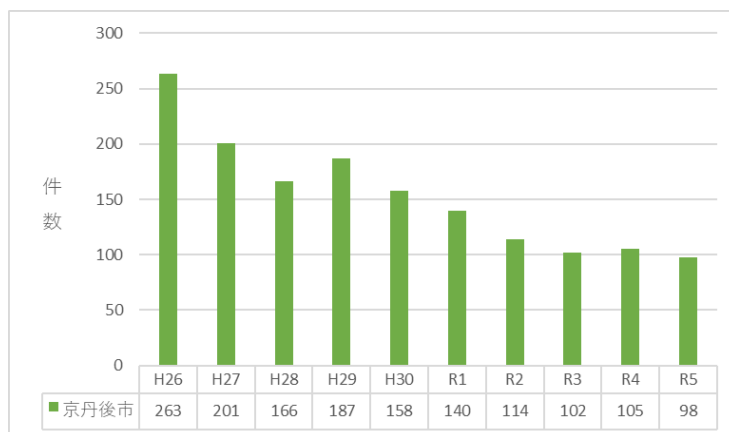
※刑法犯認知件数

刑法（暴力行為等ノ処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む）に規定された犯罪（交通事故によるものを除く）で、警察等捜査機関において発生を認知した事件の件数。道路交通法やその他の法律に規定された罪は含まない。

※直接的支援

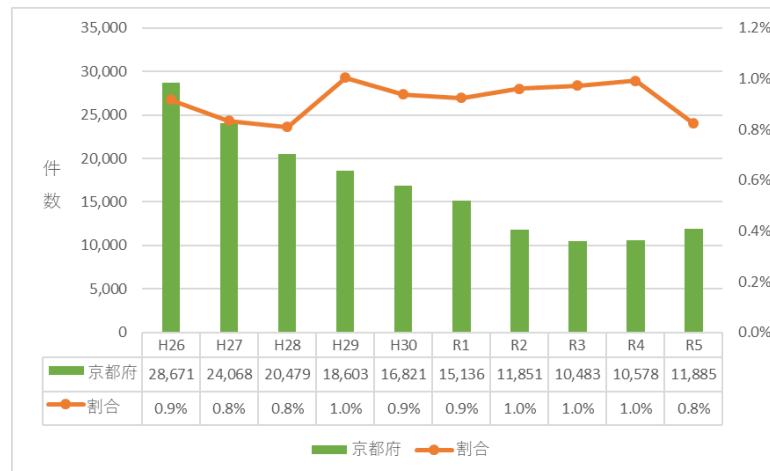
自宅訪問、裁判の代理傍聴・付添、法律相談や医療対応の紹介・付添、見舞金の給付申請手続きなどの支援。

図1 市内における刑法犯認知件数の推移



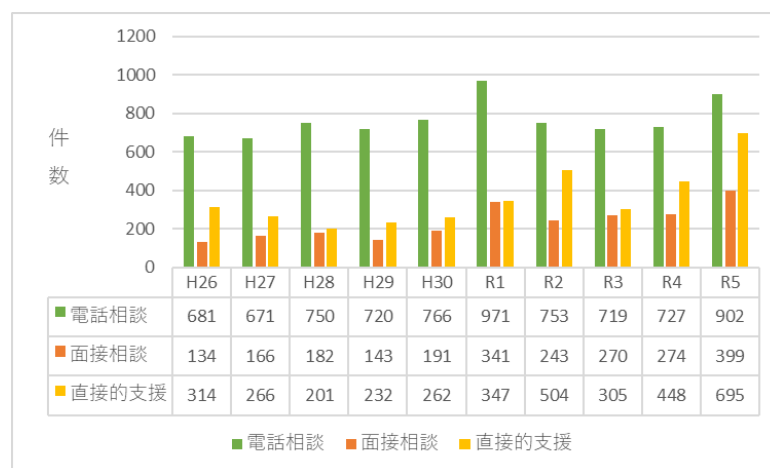
参考：京都府警察統計資料

図 2 府内の刑法犯認知件数及び府内全体に占める割合推移



参考：京都府警察統計資料

図 3 京都犯罪被害者支援センター相談件数等の推移



参考：京都犯罪被害者支援センター資料

2 犯罪被害者等が置かれている状況

犯罪被害者等は、犯罪により、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負われる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

そして、被害に遭ったことが精神的なショックや身体的不調につながったり、生計維持者の死亡や失職により経済的な困窮に陥ったりすることも少なくありません。

また、周囲の理解を得られないことや根拠のない噂、誹謗中傷などの心ない言動等により精神的な苦痛を受けたり、加害者からの再被害への不安や恐怖に駆られるなど二次的被害にも苦しめられるほか、事件の捜査や裁判の過程において何度も説明をしたり、事件当時の記憶が蘇り、つらい思いをする

など身体的にも時間的にも負担を強いられることがあります。

以上のように犯罪被害者等は被害後、中長期にわたりさまざまな問題に苦しめられることが想定されることから、犯罪被害者等が被害後、地域社会において安全で安心して生活ができるよう、犯罪発生を防止を図るだけでなく、一人ひとりが犯罪被害者等の置かれた立場や心情を理解し、行動する必要があります。

第3章 基本方針

市条例第3条に基本理念を定めており、犯罪被害者等の支援は、この基本理念に基づき行います。

1 途切れることなく行う

犯罪被害者等が置かれる状況はさまざまであり、時間の経過や生活環境の変化等に伴い、必要とされる支援についても変化が生じることがあります。また、犯罪被害者等が必要とする支援内容の変化により、適用される制度や担当する機関が変わることも多く、制度や担当機関が替わっても支援が途切れることがないように、犯罪被害者等への支援を行います。

2 犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう行う

犯罪被害者等は犯罪被害により、身体の不調、精神的苦痛、経済的困窮などの苦しみを抱えて生活をしていかなければならないことがあります。加えて、周囲の無理解や配慮の不足から根拠のない噂や誹謗中傷等により二次的被害を受けることがあります。犯罪被害者等が地域社会において平穏な生活を営むことができるよう、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が必要としている支援を提供するほか、市民の犯罪被害者等に対する理解の促進を図ります。

3 個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行う

犯罪被害者等の支援では、犯罪被害者等の氏名や住所など個人を特定することのできる情報を取り扱います。犯罪被害者等の個人情報が増された場合、犯罪被害者等は二次的被害や再被害に巻き込まれる可能性があります。犯罪被害者等に対する二次的被害や再被害が発生しないよう、市民等への広報啓発の推進や教育現場における教育活動の実施に努めるとともに、犯罪被害者等への支援において、犯罪被害者等の人権が最大限尊重されるよう、個

人情報の取り扱いに十分に配慮をしていきます。

第4章 支援体制

1 多機関連携について

犯罪被害者等が置かれる状況は、被害の程度や時間の経過、生活環境の変化等に伴い、一人ひとりでその状況は大きく異なります。犯罪被害者等のニーズに応じ、複数の関係機関・団体が持つ制度やサービスを犯罪被害者等に対して包括的に案内や提供ができるよう、また、犯罪被害者等が支援を受ける際の負担を軽減できるよう、京都府、警察、民間支援団体と相互に連携を図りながら、一体となった犯罪被害者等支援を推進していきます。

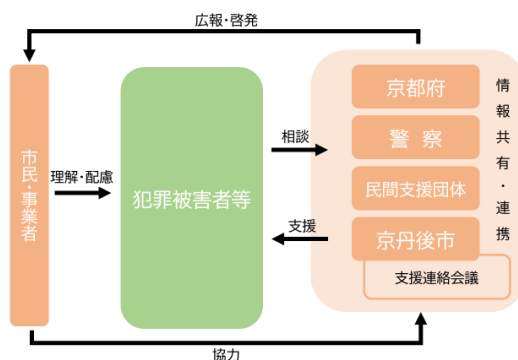
加えて、犯罪被害者等の複雑化・複合化したニーズに応じた支援が提供できるよう、重層的支援体制整備事業の観点から、関係する機関が協働し、支援の対応をしていきます。

2 庁内連携について

犯罪被害者等が必要とする支援の内容や制度によっては、相談窓口や手続き先の担当課が多岐にわたることにより、支援が途切れてしまうほか、犯罪被害者等は支援を受けるまでに負担を強いられることが考えられます。また、担当課ごとに被害状況の説明をしなくてはならず、相手の受け取り方によって二次的被害が発生する可能性もあります。

そこで、犯罪被害者等支援の総合相談窓口を中心として、犯罪被害者等の支援に関する庁内組織である京丹後市犯罪被害者等支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、京丹後市犯罪被害者等支援連絡会議設置規程に基づき、市役所全体として犯罪被害者等の支援を実施します。

図 4 支援フロー



第5章 支援施策

京丹後市では、市条例の目的である犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安心して生活ができる地域社会の実現のため、次のような支援施策を行います。

1 相談及び情報の提供等(市条例第7条関係)

犯罪被害者等は被害後、さまざまな問題に直面し、被害の状況や時間の経過とともに必要とする支援内容や求められる情報は変化します。犯罪被害者等が直面するあらゆる問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

支援施策	内容	担当窓口
総合相談窓口の設置	犯罪被害者等に被害状況や相談内容に応じた支援を行うため、総合相談窓口及び「連絡会議」を設置し、支援を行います。また、犯罪被害者等が安心して相談ができる状況づくりや場所の確保に努めます。	市民課
関係機関との連携	犯罪被害者等の同意を得たうえで、京都府、京丹後警察署（状況によっては、他府県警察署含む）、京都犯罪被害者支援センターに情報提供を行い支援体制の充実に努めます。	市民課
住民基本台帳事務における DV 等支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のため、住	市民課

	民票や戸籍の附票の発行を制限するための説明と手続きを行います。	
こころの健康相談	精神的な不安や不調等の悩みに対して保健師、臨床心理士が相談対応等の支援を行います。	健康推進課
消費生活相談	契約のトラブル、悪質商法など消費生活に関する相談に応じます。	生活福祉課
税（国民健康保険税を含む）の減免および納税猶予	状況を伺い、税の控除や納税の猶予を受けるための相談に応じます。	税務課
国民年金保険料、後期高齢者医療保険料の減免	状況に応じた減免や納付方法などの相談に応じます。	保険事業課
介護保険料の減免	状況に応じた減免や納付方法などの相談に応じます。	長寿福祉課
高額療養費の支給（国民健康保険、後期高齢者医療保険のみ）	医療費が高額になった場合に受けられる制度の手続きや相談に応じます。	保険事業課
葬祭費の支給（国民健康保険、後期高齢者医療保険のみ）	被保険者が亡くなったとき、葬祭を行ったかたに支給される給付金の手続きを行います。	保険事業課
遺族基礎年金の支給（国民年金のみ）	生計を維持している者が亡くなったときに支給される年金の手続きや相談に応じます。	保険事業課
障害者年金の支給（国民年金のみ）	障害等級等に該当する状態になった場合に支	保健事業課

	給される障害基礎年金の手続きや相談に応じます。	
医療費の助成（ひとり親家庭、子育て支援、障害者、老人）	保険診療で支払った医療費の自己負担額を助成する手続きを行います。	保険事業課
介護保険 利用者負担額の減免	介護サービスを利用した際の自己負担額を助成する手続きを行います。	長寿福祉課
児童扶養手当制度	ひとり親家庭の児童、児童の父または母が重度障害の状態にある場合に児童を養育している人に支給される制度の説明と手続きを行います。	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内	ひとり親家庭になった場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内と情報提供を行います。	こども未来課
自立支援医療制度（精神通院、更生医療、育成医療）	各種自立支援医療制度に関する相談と手続きを行います。	障害者福祉課
京丹後市奨学金の貸付・給付	大学等進学に伴う就学支援金、入学支度金の貸付または給付にかかる相談と手続きを行います。	教育総務課
就学援助制度	市内小中学校に在学し、経済的な理由によって児童生徒が就学困難な場合、学用品費等の援助の相談と手続き	学校教育課

	を行います。	
児童生徒への相談支援	犯罪被害者等となった児童生徒についてスクールカウンセラーによる相談支援を行います。	学校教育課
児童生徒の自立支援	学校へ通いにくい児童生徒の社会的自立を専任の支援員により支援を行います。	学校教育課
認可外保育施設等利用の無償化	保育の必要性の認定要件に該当するが、何らかの事情により保育所等を利用できず、認可外保育施設等を利用する場合に無償化とする相談と手続きを行います。	こども未来課
妊娠、出産、子ども、子育てに関する相談	妊娠、出産、子ども、子育てに関する相談に応じます。	子育て支援課
子どもの虐待被害に関する相談	子どもの虐待に関する相談に応じ、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課
ヤングケアラーに関する相談	家族の世話や家事をしている子どもや保護者からの相談に応じます。	子育て支援課
生活保護法に基づく生活保護制度	生活保護制度の相談に応じます。	生活福祉課
生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、相談者に合わせた自立に関する相談、プラン作成などの支援を行います。	生活福祉課
DV 被害に関する相談	DV に関する相談の受	市民課

	付、関係機関との連携を図ります。	
高齢者の介護、介護サービスに関する相談	高齢者の介護や介護サービス等の利用希望に対し、必要な情報の提供や手続きの支援を行います。	長寿福祉課
障害福祉に関する相談	障害者やその家族等の不安や悩み等の相談に応じ、福祉サービスの利用等、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行います。	障害者福祉課
障害者に関する手当制度	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の各種制度の説明と手続きを行います。	障害者福祉課
障害者の虐待被害に関する相談	障害者の虐待被害に関する相談に応じ、関係機関との連携を図ります。	障害者福祉課
高齢者の虐待被害に関する相談	高齢者の虐待被害に関する相談に応じ、関係機関との連携を図ります。	長寿福祉課
市内での就職を希望する求職者を対象とした企業・求人情報紹介	求職者を対象として市内の企業及び求人情報の紹介を行います。	商工振興課
事業者向け補助金、給付金、融資制度	事業者を対象とした各種補助金、融資制度等の説明と手続きを行います。	商工振興課
職業能力向上支援補助制度	職業能力の向上を目的に、自費で受講料を負担して研修に参加した	商工振興課

	場合に行う補助制度の説明と手続きを行います。	
--	------------------------	--

2 見舞金の支給(市条例第8条関係)

犯罪行為により死亡した者の遺族に 30 万円、治療に要する期間が 1 ヶ月以上であると診断をされた傷害（精神的な疾病を含む）を受けた者に 10 万円を見舞金として支給します。

支援施策	内容	担当課
見舞金の支給	犯罪被害者等からの申請があった場合、見舞金を支給します。	市民課

3 日常生活の支援(市条例第9条及び第10条関係)

犯罪被害者等の被害後の生活は大きく変化し、これまでに行っていた生活が困難になることがあります。犯罪被害者等が安心して日常生活を営めるよう、それぞれの状況に応じた支援を行います。

支援施策	内容	担当課
家事等支援にかかる費用助成	食事作り、掃除、洗濯、片付け、生活必需品の買い物、育児援助、見守り、通院等の介助などの民間サービスを利用する場合の費用を助成します。	市民課
配食サービス利用にかかる費用助成	外出が困難となり、食事を用意することが困難となった場合に利用する配食サービスの費用を助成します。	市民課
一時預かり事業の費用助成	就学前児童の家庭での保育が一時的に困難と	市民課

	なり、一時預かり事業を利用する場合の費用を助成します。	
カウンセリング等の利用にかかる費用助成	犯罪被害による精神的な被害の回復及び軽減のために受ける公認心理師等によるカウンセリングや精神科等診療の費用を助成します。	市民課
弁護士による法律相談の利用にかかる費用助成及びその他法的関係等の手続きにかかる費用助成	犯罪被害者等が直面している法律問題の解決のため、弁護士に相談する費用を助成します。その他、必要に応じて法的関係等の手続きにかかる費用を助成します。	市民課
市営住宅への入居	犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に市営住宅への入居を優先的に取り扱います。	都市計画・建築住宅課
住居確保給付金の支給	離職により住居を失った生活困窮者への家賃相当の給付金を支給します。	生活福祉課
高齢者生活管理指導短期宿泊事業	生活習慣の欠如など社会生活の適応が困難な高齢者に対して、宿泊を通じて日常生活の支援及び支援を行い、生活の自立を図ります。	長寿福祉課

4 教育活動・広報啓発(市条例第11条及び第12条関係)

犯罪被害者等に対する偏見や誹謗中傷等の二次的被害の発生を未然に防

止することにより、犯罪被害者等が地域社会において平穩に生活ができるよう、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等への支援について理解を深めるための活動を推進していきます。

支援施策	内容	担当課
犯罪被害者等支援の広報啓発	広報紙や市ホームページ等を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況や配慮の重要性について市民の理解を深めるための広報啓発及び支援施策についての情報を発信します。	市民課
事業所、商工団体に対する啓発	犯罪被害者等が雇用の面で不利な扱いを受けることなく、被害回復までに必要な時間の確保や特別な休暇制度の導入など安定した雇用の継続ができるよう、市内事業所や商工団体に対して、犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深めるための啓発に取り組みます。	商工振興課、市民課
学校等における教育活動	小中学校等を対象に犯罪被害者等の置かれている状況や配慮の重要性等について理解を深めるための教育の実施に努めます。	学校教育課、市民課

資 料 編

1 犯罪被害者等基本法

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとはいえないばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家

族又は遺族をいう。

- 3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない

ない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当

該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第18条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に

関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第23条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第24条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第25条 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長)

第26条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 国家公安委員会委員長

(2) 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第28条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第29条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めるこ

とができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成17年政令第67号で平成17年4月1日から施行)

附 則 (平成26年6月25日法律第79号) 抄

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 附則第7条の規定 公布の日

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 京都府犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策（第10条—第23条）

第3章 犯罪被害者等支援に関する推進体制（第24条・第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに府、府民、事業者、学校等及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の推進に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等により被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生じることのないよう十分に配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう推進されなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、府、市町村、国、府民、事業者、学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下この項において「学校」という。))

及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、民間支援団体その他の関係者（以下「市町村等」という。）が連携し、及び協働して社会全体で推進されなければならない。

（府の責務）

第4条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 府は、市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策の策定及び実施を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（府民の責務）

第5条 府民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。

2 府民は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、事業活動において二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その従業者が犯罪等により被害を受けたと思われるときは、その就業に関し、必要な配慮を行わなければならない。

3 事業者は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（学校等の責務）

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、教育活動等において二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。

2 学校等は、基本理念にのっとり、在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）が犯罪等により被害を受けたと思われるときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるようにするため、その学校生活等に関し、必要な配慮を行わなければならない。

- 3 学校等は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するものとする。

- 2 民間支援団体は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(支援に関する計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 犯罪被害者等支援推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する施策の目標
- (3) 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 犯罪被害者等支援推進計画は、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成16年京都府条例第42号）第3条第1項に規定する犯罪被害者等に対する支援に関する計画と一体のものとして策定するものとする。

- 4 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定めるに当たっては、犯罪被害者等及び府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

- 5 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- 6 前2項の規定は、犯罪被害者等支援推進計画の変更について準用する。

- 7 知事は、毎年、犯罪被害者等支援推進計画に基づく犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第10条 府は、犯罪被害者等が、その受けた被害（二次被害を含む。第19条第1項を除き、以下この章において同じ。）を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。

(日常生活の支援)

第11条 府は、犯罪被害者等の早期かつ円滑な生活の再建には、犯罪等の被害により現に支障を来している日常生活の再建が重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等

が、その置かれている状況に応じて、家事、育児等に関する支援を受けることができるようにするため、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

（心身に受けた影響からの回復）

第12条 府は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響（二次被害によるものを含む。）から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講じるものとする。

（安全の確保）

第13条 府は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害（再被害を含む。）を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講じるものとする。

（居住の安定）

第14条 府は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第1条に規定する府営住宅等への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

（雇用の安定）

第15条 府は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止のための配慮及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めることができるようにするため、広報及び啓発その他の必要な施策を講じるものとする。

（経済的負担の軽減）

第16条 府は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

（保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援）

第17条 府は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事手続等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるようにするため、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための研修の実施、犯罪被害者等支援に精通している弁護士への相談の機会の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

（損害賠償請求に関する情報の提供等）

第18条 府は、犯罪被害者等の損害賠償の請求を適切かつ円滑に行うことができるよう、損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

（大規模な事案における支援）

第19条 知事は、犯罪等により多数の人の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすような大規模な事案が発生した場合には、市町村、警察及び民間支援団体と協働して緊急に行う必要がある犯罪被害者等支援（次項及び第24条第2項において「緊急支援」という。）を実施することができるよう、これに必要な態勢を整えるものとする。

2 府は、前項の態勢の下において、当該事案に応じた適切な緊急支援を実施するほか、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことの助けとなるよう、市町村等との連携及び協力の下に、義援金の募集及び配分その他の必要な施策を講じるものとする。

（府内に住所を有しない者等への支援）

第20条 府は、府内で発生した犯罪等により府内に住所又は居所を有しない者が被害を受けた場合においても、当該犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるよう努めるものとする。

2 府は、前項の施策を講じるに当たっては、当該犯罪被害者等が住所又は居所を有する都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体との連携及び協力に努めるものとする。

（インターネットを通じて二次被害を受けた者への支援）

第21条 府は、犯罪被害者等が受ける二次被害に係る事案のうち、インターネット上の誹謗中傷の事案については、その特性を踏まえ、国、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び協力して、当該犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、専門的な知識を有する者の紹介、弁護士への相談の機会の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

（民間支援団体等に対する支援）

第22条 府は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

2 府は、犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）が支援を行うことにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷等を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

（府民等の理解の増進）

第23条 府は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止のための配慮及び犯罪被害者等支援の必要性について府民等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等がその被害に係る相談その他の支援の求めをしやすい環境を醸成し、犯罪被害者等支援が社会全体で推進されるよう、市町村、学校等、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び協働して、広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講じるものとする。

- 2 府は、前項の施策を講じるに当たっては、犯罪被害者等が直面している各般の問題、その置かれている状況等を府民等が聴くことができる機会の提供に努めるものとする。

第3章 犯罪被害者等支援に関する推進体制
(支援調整会議)

第24条 知事は、市町村、警察及び民間支援団体と一体となった犯罪被害者等支援を推進するため、関係市町村その他の関係行政機関及び関係民間支援団体（以下「関係機関等」という。）により構成される犯罪被害者等支援のための調整会議（以下「支援調整会議」という。）を置くものとする。

- 2 支援調整会議は、犯罪被害者等が必要な支援等を受けることができるようにするために必要な情報の交換を行うとともに、犯罪被害者等支援（第19条第1項に規定する大規模な事案が発生した場合における緊急支援を含む。）の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、犯罪被害者等から府、市町村、警察又は民間支援団体のいずれに支援の求めがあった場合においても、関係機関等が相互に連携を図りながら必要な協議が行われるよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第25条 府は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、市町村、大学、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び協働して、犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保を図るための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

第4章 雑則
(財政上の措置)

第26条 府は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 京丹後市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等への支援に関し、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等への支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的

とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有する者をいう。
- (3) 関係機関等 国及び京都府その他の地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の関係するものをいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等により被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉のき損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、必要な支援が途切れることなく行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等への支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、犯罪被害者等を支援する施策を講じなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、二次的被害が生じることのないよう市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口及び会議を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等に対し見舞金を支給することができる。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が地域社会で安心して日常生活を営めるよう、生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(住居の提供)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な利用のための住居の提供を行うことができる。

(教育活動の実施)

第11条 市は、学校等において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について児童等の理解を深めるため、道徳教育その他の教育活動を実施するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、犯罪被害者等への支援について、市民等の理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正)

2 京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成21年京丹後市条例第14号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則（令和6年10月4日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、令和7年4月1日から適用する。